

2008年10月 7日 11時18分

No. 0352 P. 2

平成20年10月7日
外務省大臣官房総務課

9月12日の自民党国会対策委員会からの資料要求への対応についての依頼については、以下の点を電話、会議、メールなどで省内に周知しました。

- ・ 自民党国会対策委員長から民主党国会対策委員長に対して、各府省の事務負担軽減の観点から、資料要求のあり方等に関するルール作りを申し入れている。
- ・ それを踏まえて、野党からの資料要求への対応については、既存の資料を提出するようなものを除き、資料要求の実態を把握するため、事前に個別に自民党国対に相談してほしい。

(了)

(株)山田洋行に係る過払案件等について

(金額単位:円)

	品名	数量	契約年月日	当初契約金額	過払額	契約変更 による減額	備考
1	迫撃砲用縮射弾(12年度契約)	—	13. 3. 30	191,016,000	110,183,000	—	
2	"	—	"	76,051,500	43,509,000	—	
3	迫撃砲用縮射訓練具(12年度契約)	156個	"	21,036,750	8,951,000	—	
4	"	84個	"	25,620,000	8,410,000	—	
5	MDMSインストレーション・キット	16EA	13. 10. 31	61,876,500	33,986,000	—	※
6	航空機用維持部品(輸入)(その6)	13EA	13. 11. 27	29,904,000	13,481,000	—	※
7	HRM-124 AN/APN-127(V)2 テストベンチ	1EA	14. 1. 16	38,146,500	13,178,000	—	※
8	迫撃砲用縮射弾(13年度契約)	—	14. 2. 22	175,245,000	129,399,000	—	
9	"	—	"	135,397,500	99,476,000	—	
10	迫撃砲用縮射訓練具(13年度契約)	42個	"	12,453,000	5,110,000	—	
11	F-2用機体初度部品(輸入)(その13)	1式	14. 3. 12	3,181,500	1,027,000	—	※
12	迫撃砲用縮射訓練具(13年度契約)	117個	14. 3. 29	15,330,000	8,232,000	—	
13	救難表示灯投下形	100EA	14. 10. 24	3,255,000	2,087,800	—	
14	TC-90用本体及び機関補用品	1 EA	15. 3. 4	1,083,600	412,500	—	
15	救難表示灯投下形	122EA	15. 10. 17	3,984,750	2,188,000	—	
16	ブレード・ダイナミック・バランス・アナライザ	1EA	15. 12. 22	9,124,500	2,868,000	—	
17	ダイナミック・プロペラ・バランス・テスタ	2 EA	16. 2. 17	15,960,000	4,253,000	—	
18	T-7用機体初度部品(輸入)(その5)	2EA	16. 3. 31	1,021,650	219,400	—	
19	SH-60K型航空機用部品(輸入)(その8)	10T	17. 2. 16	3,885,000	—	669,900	
20	F-2用機体初度部品(輸入)(その22)	1式	17. 2. 25	35,311,500	12,336,000	—	
21	F-2用機体初度部品(輸入)(その21)	1式	17. 3. 3	11,361,000	—	6,720,000	
22	グランドロック	2EA	18. 3. 31	273,000	126,440	—	
	計	—	—	870,518,250	499,433,140	7,389,900	

注:※印は、H20年9月12日に過大請求と公表し相殺を行ったもの。

出典:防衛省作成資料

山田洋行の過大請求関連調査について

20.9.1現在	中央調達	地方調達
山田洋行 (平成14年度以降)	(調査状況) ■ 調査対象件数 116件 (注1) ■ 回答あり 112件 { 真正 45件 真正でない 9件 (注2) 確認中 58件	(調査状況) ■ 調査対象件数 525件 (注3) ■ 回答あり 95件 { 真正 48件 真正でない 0件 確認中 47件
9月12日までに確認した全ての過大請求	■ 件数 22件 ■ 過大請求額 約5億700万円	■ 現時点において、確認していない

注1 平成14年度以降の契約のうち、契約時に同社から防衛省に対し外国メーカー等の見積書の写しが提出されていた件数(全契約は123件)。

注2 この他に、山田洋行に対する調査等により13件の過大請求を確認(合計22件)。

● 会計法

改正平成18・6・7・法律 53号一一(施行=平19年4月1日)

第10条 各省各庁の長は、その所掌に係る支出負担行為(財政法第34条の2第1項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。)及び支出に関する事務を管理する。

● 地方自治法

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

- 一 支出負担行為
- 二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認
- 三 支出又は支払
- 四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

● 予算執行職員等の責任に関する法律

(予算執行職員の義務及び責任)

第三条

2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

(弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務)

第四条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。

3 各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、会計検査院の検定前においても、その予算執行職員に対して弁償を命ずることができる。

(懲戒処分)

第六条 会計検査院は、検査又は検定(前条第一項に規定する再検定を含む。)の結果、予算執行職員が故意又は過失に因り第三条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるとき、又は国に損害を与えないが故意又は重大な過失に因り同項の規定に違反して支出等の行為をしたと認めるときは、当該職員の任命権者に対し、当該職員の懲戒処分を要求することができる。この場合において、会計検査院は、適当と認める処分の種類及び内容を参考のため明示するものとする。

FMS調達の状況について(平成18年度)

○出荷予定時期が経過していないもの 約2,179億円
○出荷予定時期が経過したもの
調達品の納入が遅延しているもの 約345億円
調達品の納入がされたのに積算が遅延しているもの 約716億円
合計 約3,239億円※

給付の確認がされていない装備品等の前払金額

このうち、精算されずに2年以上経過した装備品等の前払金額は、約204億円(※※)。

※端数処理のために、合計金額は一致しない。
 ※※平成9年より新精算方式を導入しており、この方式の下では、
 装備品等の納入以後2年を目的に精算を行うこととしている。

所管官庁出身常勤理事3分の1を超えている
国所管法人の措置 (H.18→H.20)

所管官庁	3分の1を超える法人数				
	H18.10.1	H20.8.14	減少	増加	廃止
内閣府	4	3	1	0	0
警察庁	5	5	0	0	0
金融庁	2	1	0	0	1
総務省	36	27	6	2	1
" 支部局	5	5	0	0	0
法務省	16	15	1	0	0
外務省	7	6	1	0	0
財務省	8	5	2	0	1
文部科学省	32	23	6	3	0
厚生労働省	33	30	3	0	0
" 支部局	8	2	1	0	5
農林水産省	41	29	8	1	3
経済産業省	32	26	1	3	2
国土交通省	101	80	13	6	2
" 支部局	21	7	13	1	0
環境省	3	3	0	0	0
防衛省	14	10	2	1	1
合 計	368	277	58	17	16

共管法人の重複を含まない。

国所管法人のうち所管官庁出身常勤理事が
常勤理事の3分の1を超える法人について

H18.10.1現在

官庁名	法人数
内閣府	23
警察庁	31
金融庁	22
総務省	116
法務省	11
外務省	19
財務省	149
文部科学省	93
厚生労働省	356
農林水産省	235
経済産業省	272
国土交通省	554
環境省	29
防衛省	11
総計	1,763

注1) 本データは、平成18年10月1日時公益法人概況調査結果によるもの。

注2) 総計については共管法人の重複を排除した実数。

所管官庁	法人名		理事数	所管官庁 出身理事数	割合 (%)	共管官庁
国土交通省支部局	(社)	東北建設協会	12	12	100.0	
	(社)	関東建設弘済会	10	9	90.0	
	(財)	渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団	16	9	56.3	
	(社)	北陸建設弘済会	13	10	76.9	
	(社)	中部建設協会	14	13	92.9	
	(社)	近畿建設協会	9	6	66.7	
	(社)	中国建設弘済会	8	7	87.5	
	(社)	四国建設弘済会	11	9	81.8	
	(社)	九州建設弘済会	11	10	90.9	
	(社)	九州地方計画協会	10	4	40.0	
	(社)	北部九州河川利用協会	8	3	37.5	
	(財)	北海道陸運協会	9	8	88.9	
	(社)	宮城県自動車会議所	12	6	50.0	
	(財)	長野県自動車標板協会	5	4	80.0	
	(財)	新潟県自動車標板協会	5	5	100.0	
	(社)	四国運輸協会	12	12	100.0	
	(財)	九州陸運協会	6	3	50.0	
	(財)	福岡県自動車標板協会	10	10	100.0	
	(財)	鹿児島県自動車標板協会	3	3	100.0	
	(財)	成田国際空港振興協会	12	6	50.0	
(財)	沖縄県陸運協力会	8	3	37.5		

- (注) 1 これらの法人については、平成18年8月に所管官庁出身理事の定義が見直されたことにより、一時的に所管官庁出身理事数が3分の1を超えることとなったものも多く、平成20年8月までのできる限り早い時期に、新基準に適合するよう対応しているところである。
- 2 網掛けの法人については、平成18年10月1日の調査基準日から平成19年7月1日までの間に新しい定義に基づいて、所管官庁出身理事数が3分の1以下となるよう改善した法人である。
- 3 「割合」は、「共管官庁」を含んだ数値である。

農林水産省

保管料支払

保管協会

地方協会

農政事務所

倉庫会社

請求

保管料支払

証明願い

証明願い

二水会名簿について

平成20年10月6日

農林水産省大臣官房秘書課

標記につきましては、私的な親睦会である二水会及びその会員に帰属しているものであることから、農林水産省が提出する立場にございません。

よろしく申し上げます。

〔20年3月期〕

(単位:億円)

	税務上の 繰越欠損金残高	将来(5年)の調整前 課税所得の見積り額
みずほ銀行	8,202	14,118
みずほコーポレート銀行	16,972	11,169
みずほ信託銀行	3,131	1,523
三菱東京UFJ銀行	16,557	35,572
三菱UFJ信託銀行	2,133	7,835
三井住友銀行	19,656	25,662
りそな銀行	19,823	8,038
中央三井信託銀行	2,981	5,584
住友信託銀行	0	-
9行計	89,453	109,501

新生銀行	423	2,270
あおぞら銀行	703	1,834
11行計	90,579	113,605

(出所:各行決算説明資料)

(注)税務上の繰越欠損金残高そのものを公表しているのは、三井住友、中央三井信託、新生、あおぞら。それ以外の銀行については、繰延税金資産の発生要因別残高(税務上の繰越欠損金、公表計数)を法定実効税率で割戻し試算。ただしMUFJ2行、りそな銀行は法定実効税率が公表されていないため、40.6%として試算。

	1997年	2002年	2007年
中国（除く香港）	836	3,423	
インドネシア	46	582	
韓国	1,532	5,382	
マレーシア	570	844	
フィリピン	168	276	
シンガポール	238	564	
タイ	105	483	
ベトナム	-	-	
小計	3,495	11,554	
日本	42,029	64,170	
香港	434	580	
合計	45,958	76,304	1

(注) 数値は、国債及び社債の発行残高の合計。

(出所) アジア開発銀行“Asian Bonds Online”

【参考】

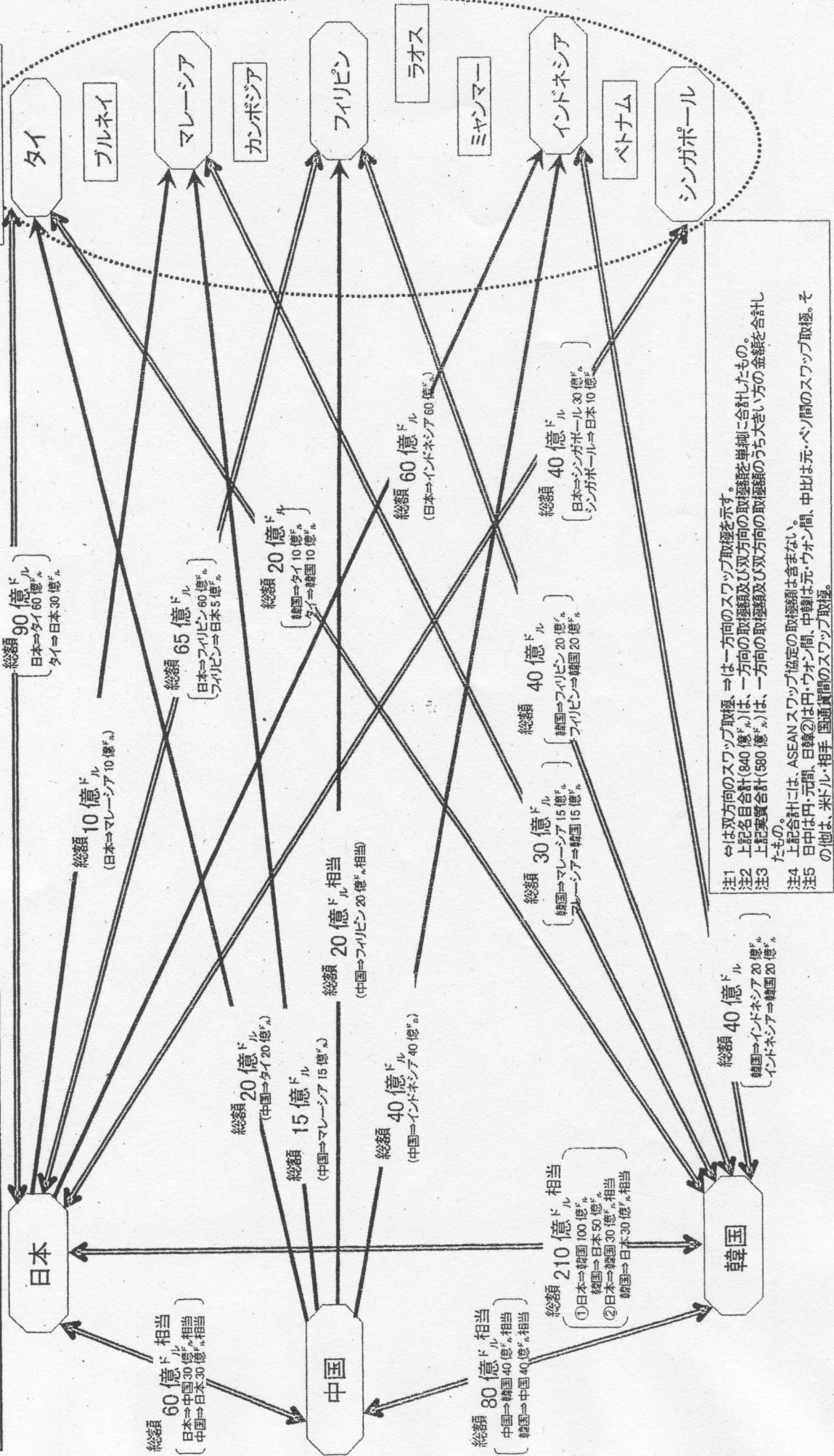
	1997年→2007年	2002年→2007年
ASEAN+3 (除く日本、香港)	9.6倍	2.9倍

チェンマイ・イニシアティブ (CMI) の枠組みにおける二国間通貨スワップ取極の現状 (単位: 米ドル)

2008年9月末現在

ASEAN スワップ協定
ドル
20 億

名目合計 840 億ドル・実質合計 580 億ドル



注1 ⇨は双方向のスワップ取極、⇨は一方方向のスワップ取極を示す。
 注2 上記名目合計(840 億ドル)は、一方方向の取極額及び双方方向の取極額を単独に合計したものの。
 注3 上記実質合計(580 億ドル)は、一方方向の取極額及び双方方向の取極額のうち大きい方の金額を合計したものの。
 注4 上記合計には、ASEAN スワップ協定の取極額は含まない。
 注5 日中は円・元間、日韓②は円・ウォン間、中韓は元・ウォン間、中比は元・ペソ間のスワップ取極。その他の、米ドル・相手国通貨間のスワップ取極。

諸外国の外貨準備高(2008年4月末時点)

中国(本土)	17,598	億ドル
日本	9,838	億ドル
ロシア	5,225	億ドル
インド	3,054	億ドル
台湾	2,902	億ドル
韓国	2,604	億ドル
シンガポール	1,758	億ドル
香港	1,598	億ドル